

島根県消費生活条例施行規則の改正について

1 改正理由

国の行政手続における押印廃止等の動きを受け、島根県においても県民サービスの向上及び業務の効率化を図るため、本人確認の目的を果たしていない押印等を見直すこととしたことから、所管する島根県消費生活条例施行規則における押印等の見直しを行う。

2 見直しの対象

島根県消費生活条例施行規則（平成17年島根県規則第112号）の規定による手続

<消費者訴訟貸付資金の貸付け関係>

- ① 消費者訴訟資金貸付申請書（第6条、様式第1号）
- ② 消費者訴訟資金貸付請求書（第8条第1項、様式第2号）
- ③ 消費者訴訟資金借用書（第8条第2項、様式第3号）
- ④ 消費者訴訟資金貸付変更申請書（第9条第1項、様式第4号）
- ⑤ 消費者訴訟資金返還免除申請書（第12条第2項、様式第5号）
- ⑥ 消費者訴訟資金返還猶予申請書（第13条第2項、様式第6号）

<島根県消費生活審議会による調定関係>

- ⑦ 島根県消費生活審議会による調定の成立（第21条第3項）

<島根県消費生活条例に基づく公表に係る事業者による意見陳述>

- ⑧ 公表に係る事業者による意見陳述書の確認（第32条）

3 改正の概要

- (1) 上記2の①、②、④、⑤、⑥

様式中の「㊟」を削る。

- (2) 上記2の⑧

規定中の「署名押印」を削り、文言の整理

※ 改正しないものは、以下の理由による。

ア 上記2の③

借用書は契約書に準じる書類のため、押印は必要

イ 上記2の⑦

苦情の申請者（消費者）及びその相手方（事業者）との合意内容を明らかにするための書面（一種の契約書）であり、合意内容を履行しない場合における紛争を回避するためにも、押印は必要

4 施行期日

令和3年7月中には公布（施行）を予定

関係法令（抜粋）

○島根県消費生活条例（平成17年島根県条例第47号）

（苦情処理及び紛争解決の促進）

第27条 知事は、消費者から商品等に関する苦情の申出があったときは、速やかに、その調査を行い、解決のため、あっせん等に努めなければならない。この場合において、知事は、市町村との連携を図りつつ、主として高度の専門性又は広域の見地への配慮を必要とする苦情の処理のあっせん等を行うものとするとともに、多様な苦情に柔軟かつ弾力的に対応するものとする。

2～4 〔略〕

（消費生活審議会のあっせん等）

第28条 知事は、前条第1項の規定により申出のあった消費者の苦情のうち、解決の困難なものについては、島根県消費生活審議会のあっせん等に付することができる。

2 〔略〕

（訴訟費用の貸付け等）

第29条 知事は、消費者が事業者に対して訴訟（民事訴訟法（平成8年法律第109号）第275条に規定する和解及び民事調停法（昭和26年法律第222号）に規定する調停を含む。以下同じ。）を提起しようとする場合において、当該訴訟が次に掲げる要件を備えているときは、規則で定めるところにより当該訴訟費用に充てる資金の貸付けその他の必要な援助を行うことができる。

- (1) 前条第1項に規定するあっせん等が不調となったもの
- (2) 同一又は同種の被害が多数発生し、又は発生するおそれがあるもの
- (3) 1件当たりの被害額が規則で定める額以下のもの
- (4) 島根県消費生活審議会が援助を適当であると認めたもの

（公表）

第38条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該事業者に正当な理由がないと認めるときは、その旨を公表することができる。

- (1) 第11条第1項若しくは第19条第1項の規定による勧告に従わなかったとき、又は当該勧告に基づいて執った措置及びその結果を知事に報告しなかったとき。
- (2) 第23条の規定による勧告に従わなかったとき。
- (3) 前条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表に係る事業者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

○島根県消費生活条例施行規則（平成17年島根県規則第112号）

（貸付けの申請）

第6条 資金の貸付けを受けようとする者は、訴訟を提起する前に消費者訴訟資金貸付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

（請求書等の提出）

第8条 前条第1項の規定により資金の貸付けの決定通知を受けた者は、消費者訴訟資金貸付請求書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定により貸付金の交付を受けたときは、直ちに消費者訴訟資金借用書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(資金の変更)

第9条 資金の貸付けを受けた者(訴訟に承継があった場合にあつては、当該訴訟を承継した者。以下「借受者」という。)は、上訴その他やむを得ない理由により、既に交付を受けた資金の変更の必要を生じたときは、**消費者訴訟資金貸付変更申請書(様式第4号)**を知事に提出しなければならない。

2 [略]

(貸付金の返還の免除)

第12条 [略]

2 条例第30条第2項の規定による貸付金の返還の免除を受けようとする借受者は、**消費者訴訟資金返還免除申請書(様式第5号)**を知事に提出しなければならない。ただし、前項第2号に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

3 [略]

(貸付金の返還の猶予)

第13条 [略]

2 条例第30条第2項の規定により貸付金の返還の猶予を受けようとする借受者は、**消費者訴訟資金返還猶予申請書(様式第6号)**を知事に提出しなければならない。

(あっせん等)

第21条 知事は、消費者の苦情を審議会のあっせん等に付したときは、その旨を苦情の申請者及びその相手方(以下この条において「申請者等」という。)に通知するものとする。

2 審議会は、調停の場合にあつては、申請者等に調停案を文書で提示することにより調停を行う。

3 調停は、申請者等が前項の規定による調停案に合意し、**記名押印**したときに成立する。

4～6 [略]

(口頭による意見陳述の録取)

第31条 知事は、口頭による意見陳述を認めたときは、その指名する職員に意見を録取させなければならない。

(意見陳述録取書)

第32条 前条の規定により意見陳述を録取する者(この条において「意見録取者」という。)は、当事者又はその代理人が口頭による意見陳述をしたときは、次に掲げる事項を記載した書面(以下「意見陳述録取書」という。)を作成し、これを当事者又はその代理人に**確認し、意見陳述録取書に署名押印するよう求めなければならない。この場合において、当事者又はその代理人が署名押印を拒否したときは、意見録取者は、その旨を意見陳述録取書に記載しなければならない。**

(1)～(7) [略]

(改正案)

(意見陳述録取書)

第32条 前条の規定により意見陳述を録取する者(この条において「意見録取者」という。)は、当事者又はその代理人が口頭による意見陳述をしたときは、次に掲げる事項を記載した書面(以下「意見陳述録取書」という。)を作成し、これを当事者又はその代理人に**確認**

しなければならない。

(1)～(7) [略]

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住所
ふりがな
申請者 氏名
電話番号



消費者訴訟資金貸付申請書

次のとおり資金の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。

訴訟の種類及び被害額				訴訟費用総額	円
貸付申請額		円	内訳	1 裁判所に納める費用	円
				2 訴訟代理人報酬等	円
				3 その他()	円
訴訟代理人	住所 ふりがな 氏名 電話番号				
共同して訴訟を提起しようとする者の人数				人(申請者を含む。)	
提起しようとする裁判所及び年月日		裁判所 年 月 日			
相手方	氏名(名称)		氏名(名称)		
	住所(所在地)		住所(所在地)		
	代表者氏名		代表者氏名		
被害の状況					
※決定	貸付決定額	円	貸付決定番号	第	号
	貸付決定年月日	年 月 日	否決・取下げ	年 月 日	

添付書類

- 1 住民票の写し
- 2 1件当たりの被害額が500,000円以下であることを証する書類

(注) ※印欄は、記入しないこと。